

もり 森林の未来を考える懇談会意見書

— 森林環境税を財源とする事業の在り方について —

平成17年10月

もり
森林の未来を考える懇談会

当懇談会は、福島県森林環境税条例が平成18年4月から施行されることをふまえ、森林環境税を財源とする事業の在り方について検討を行ってきたので、その結果をとりまとめ提案する。

1 新たな施策の視点について

従来の森林・林業施策は、森林所有者による林業経営を助長することにより森林環境の保全を促進し、もって、森林の持つ多面的機能が確保できるという考えに基づいていた。しかし、木材価格の長期的な低迷や、山村の人口減少などにより、もはや林業生産活動を通じて森林を管理する仕組みが立ちゆかなくなっている。そこで、県民生活と深く関わる、水源かん養や環境の保全など森林の持つ公益的機能を、県民参画により将来にわたって確保するという特定の目的のため、県民税により財源を拠出することになったものである。

従って、森林環境税を財源とする事業は、森林所有者や林業への助成という従来の枠組みを越え県民参画という新たな視点で取り組むものでなければならない。

2 県民参画の在り方について

これまで、県民が森林ボランティアに参加したり県産木材を利用するなど直接、間接的な森林づくりへの参加は行われており、そこに森林環境の保全のための財源を森林環境税により拠出するという新たな参加方式が加わった。

森林環境税を拠出すること自体が森林づくりへの参画になるということを納税者が十分に理解し、すべての県民が参画する森林づくりの意義を認識することが重要である。このことを通じて森林を健全な状態で未来の世代に承継することが初めて可能となる。

そもそも我が国では、縄文の昔から森林を畏れ敬うとともに稻作が導入されてからも森林を利用し森林と共生し続けてきた。それが、戦後のわずか数十年の間に人々の価値観が大きく変わり、めざましい経済成長を遂げる一方で森林文化に根ざす価値観の良い面も数多く失われている状態にある。県民すべてが森林づくりへの参画を通して森林文化の価値を再認識することにより、環境の世紀と言われる21世紀にふさわしい、自然と共生する循環型社会のライフスタイルを実現し、もって「森林文化のくに・ふくしま」を創造すべきと考える。

3 県の役割と市町村の役割

森林環境税は県税として創設されたものであり、水源のかん養など森林の持つ公益的機能は市町村の域を超えて広範囲に及ぶものが主であることから、森林環境税を財源とする事業は県による実施を主、市町村による実施を従とすべきである。

県税である森林環境税は県が責任を持って使うべきであるが、一方、県民一人一人が参画できるよう住民の視点に近い市町村が地域の立地条件等を考慮して創意工夫によりきめ細かな森林づくりに取り組むことは意義深いものであり、市町村への交付金制度を本県の大きな特徴として導入すべきと考える。

交付金は、全ての市町村が県民参画による森林づくりに着手するという視点に立った、県の最小限の関与と事務の簡素化のもと森林面積や人口など一定の算出基礎に基づき交付する方法と、森林環境の保全への気運を高めるという視点に立った、積極的な事業の創出を市町村に促し優れた事業に対して優先的に配分する方法とが想定される。当懇談会としては後者に重心を置くべきと考える。

4 事業各論

森林環境税による事業は、県民が様々な形で参画できるものであり、かつ、将来に向けて持続的に行えるよう配慮しつつ、県民が森林と人との関係を再構築するための事業を実施していくことが重要である。

については、県民一人一人が先人達が築いてきた木の文化・森の文化について関心を持ち、学習・自覚し、行動することにより、森林文化にあふれたふるさとを創造するため、次のような考え方で事業を構築すべきと考える。

(1) 森林を守り育てる意識を醸成するための事業

森林づくりへの参画の動機付けとなる森林環境教育等と森林の適正な保全は切り離すことができないものと考える。

現場での体験を重視し、森林環境学習の場に着目した森林づくりや学校教育・生涯学習両面での森林環境学習の実施、教師や森林所有者を巻き込んでの指導者養成等を効果的に実施するなど、広く県民に学習機会を提供すべきと考える。

(2) 森林の適正な保全のための事業

良質な水環境の確保に欠かせない森林、景観の保全や保健休養の場のように森林と人との共生の場として欠かせない森林など、高い公益性を有する森林を対象として、一定期間皆伐を行わないなど将来に向けた公益的機能の発揮を担保した上で、事業を実施すべきである。

県が主体となって事業を実施すべきであるが、地域の特性に応じた森林環境の保全は市町村が交付金を活用して実施すべきと考える。

(3) 森林環境税による事業の評価と情報の発信に関する事業

森林環境税の使途について、各種事業の成果を適切に評価し透明性や公平性を確保するとともに、さらに多くの県民の参画を促進するための、県民にわかりやすい形で広報すべきであると考える。

また、森林文化にあふれたふるさとの創造に向けた取り組みについて、全国の先駆けとして情報を発信していくべきであると考える。

5 事業の展開

森林環境税による事業は、当面5箇年間の事業実施となるが、初年度に構築した事業にとらわれることなく、事業開始後も現状の把握に努め、課題の変化に即応した的確な事業を実施していくべきである。

6 開かれた事業の実施

当懇談会による事業計画に対する意見や事業評価などを行うほか、県民が事業の実施状況や成果を何時でも把握し、納得できるような仕組みを構築する必要がある。

7 その他

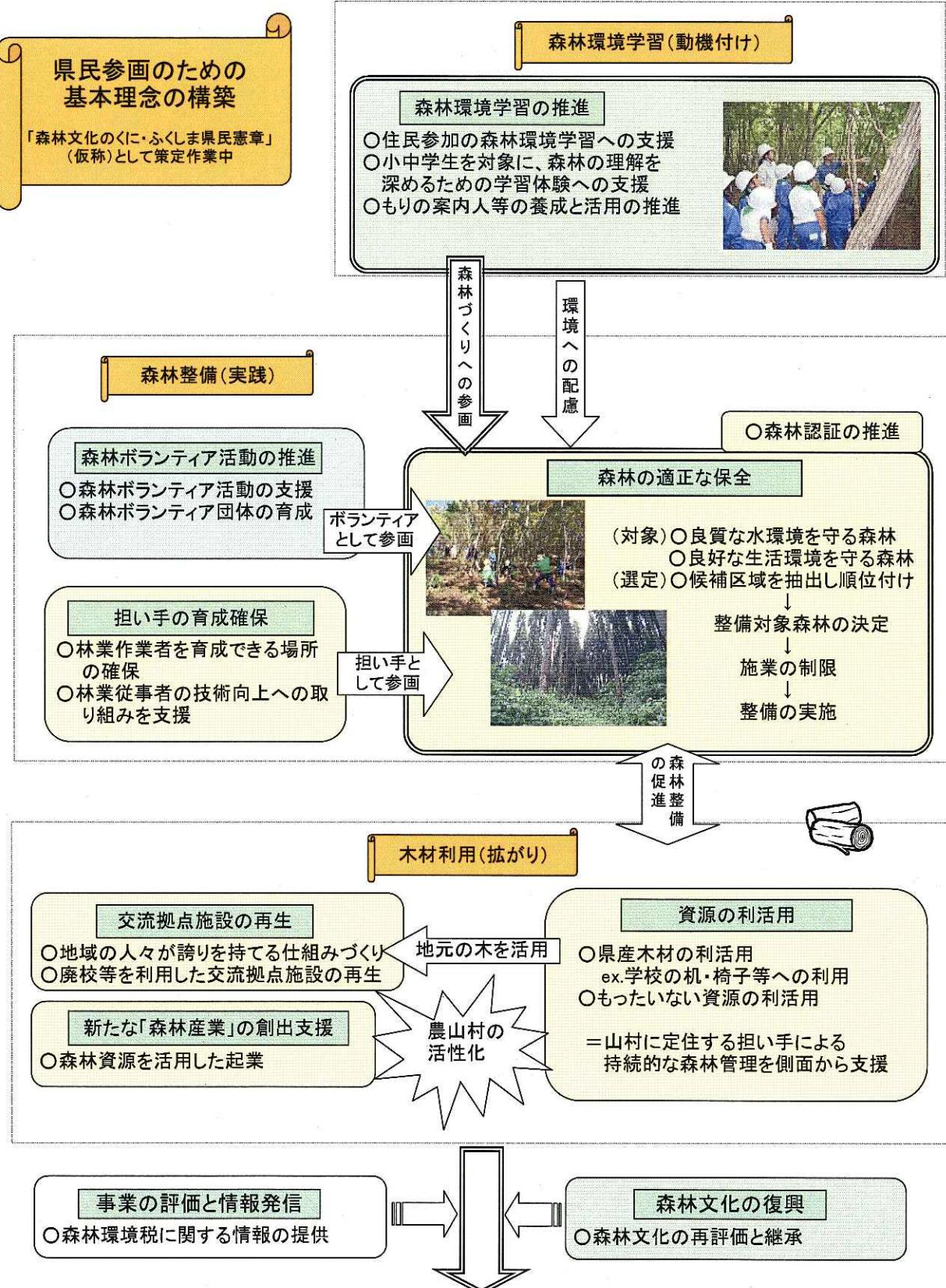
当懇談会において議論した内容を付属資料として取りまとめたので、事業の構築に当たって参考にされたい。

付属資料

**懇談会における各委員からの
事業提案**

平成17年10月

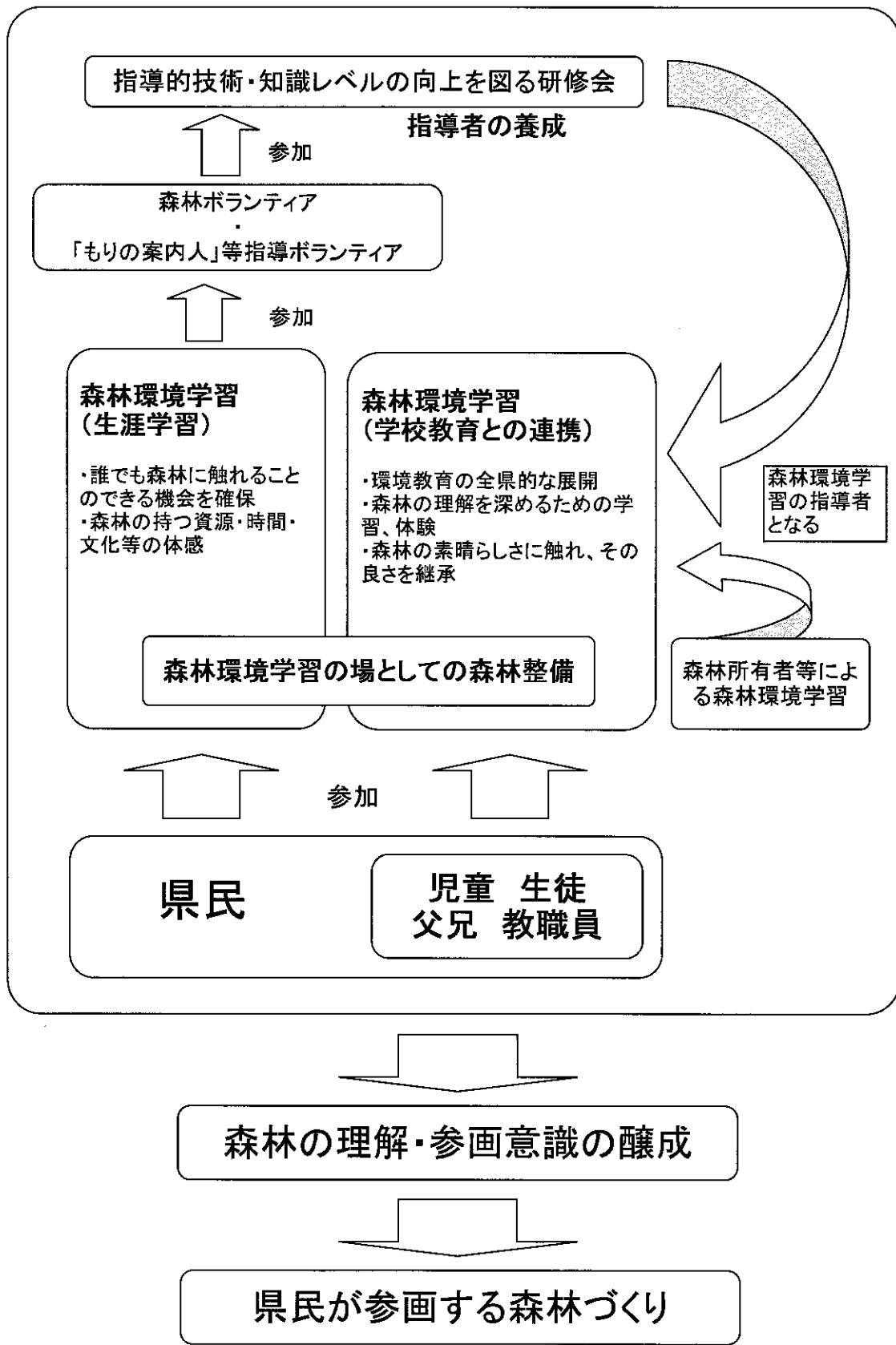
**森林の未来を考える懇談会における意見を整理し、取りまとめた
新たな県民参画の在り方**



<森林文化のくに・ふくしまの創造>

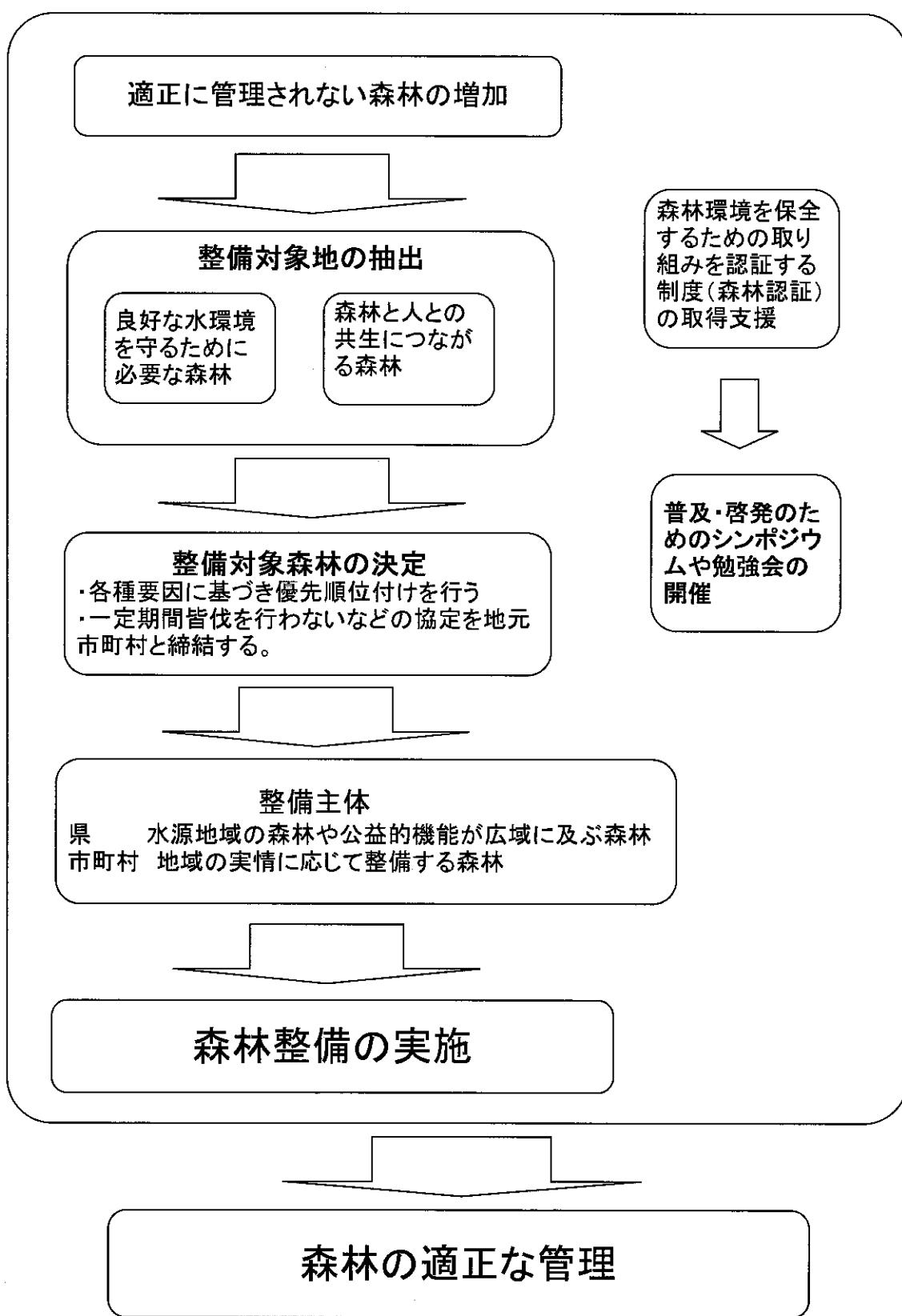
森林環境学習の推進

全県民が森林環境学習を受けることが出来る機会
が必要



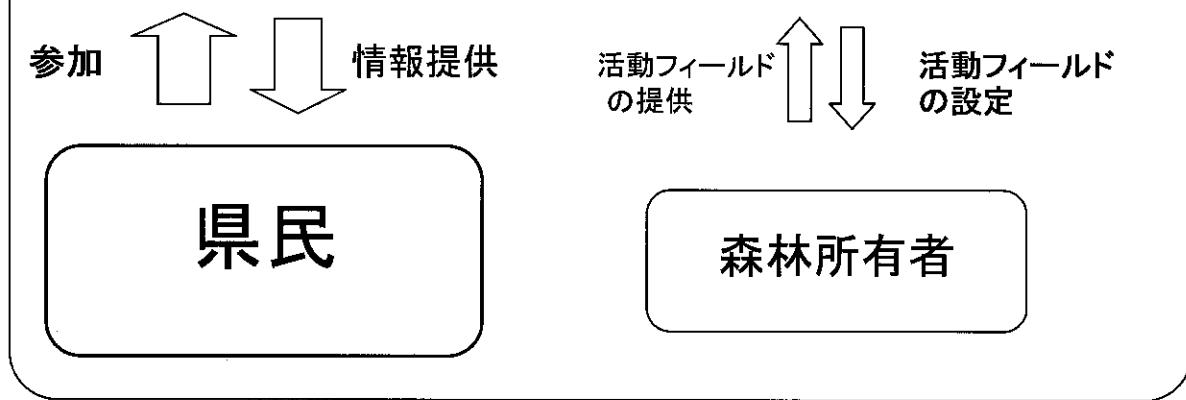
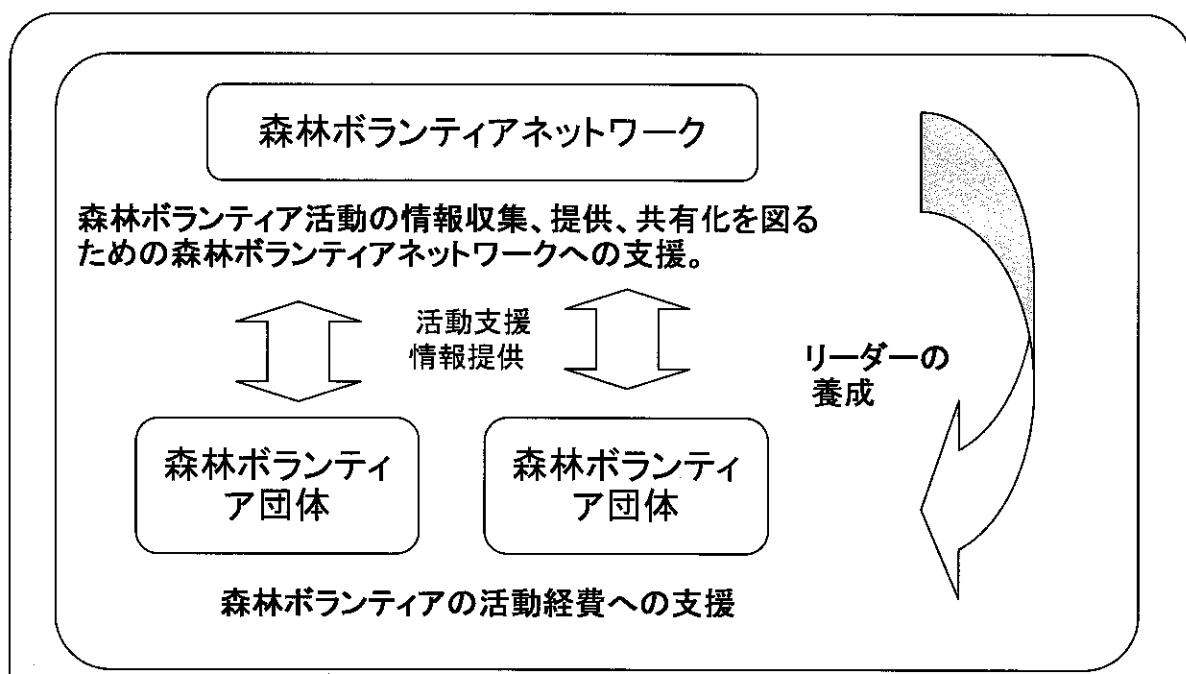
森林の適正な保全

森林は木材生産のほか水源のかん養、土砂崩壊の軽減、地球温暖化防止など多面的機能を有しており、これらの森林環境の保全が必要



森林ボランティア活動の推進

県内の森林整備を推進するため、ボランティア活動への支援が必要

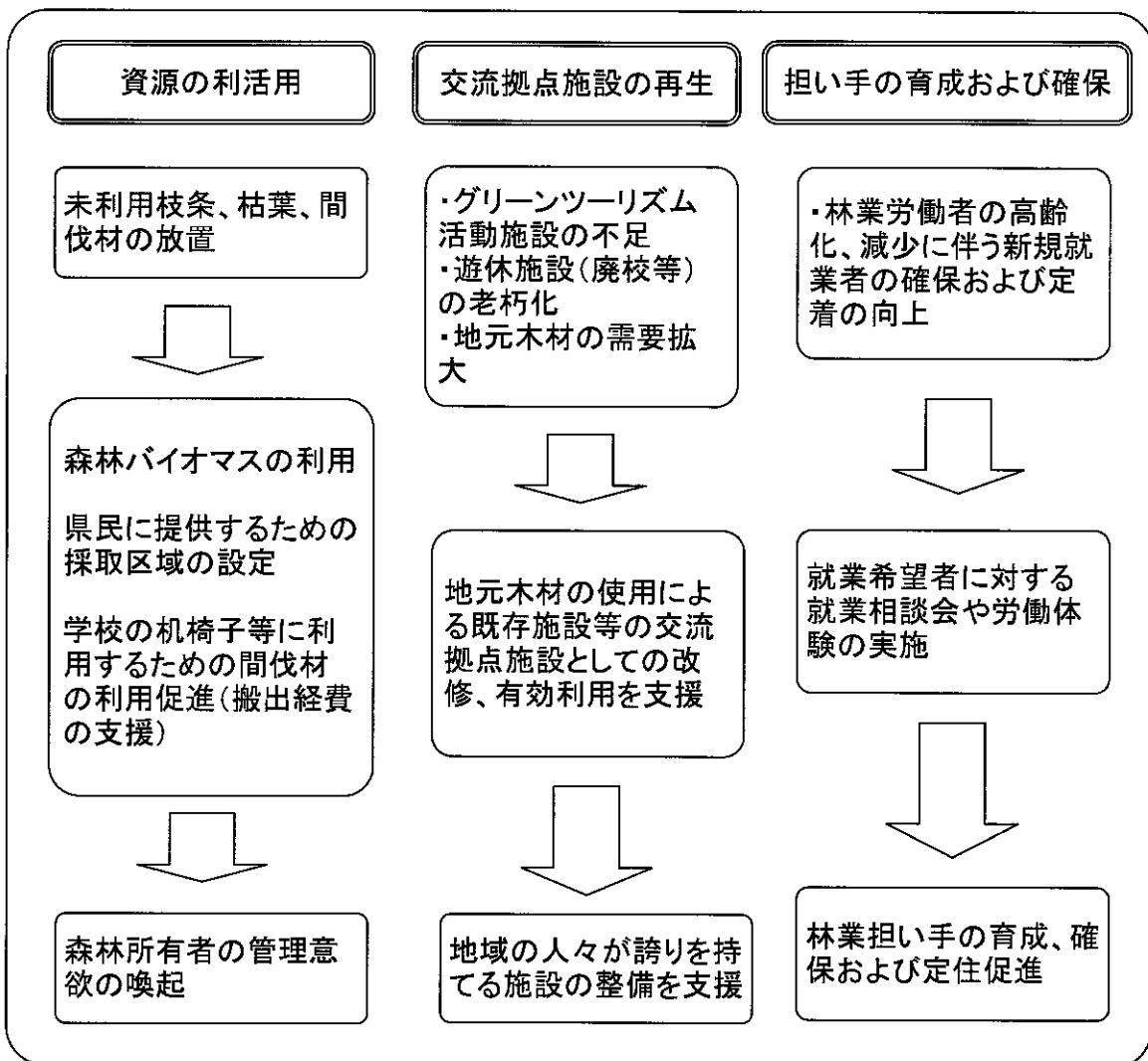


森林ボランティアの持続的な活動

森林の適正な管理

農山村活性化への支援

県内の森林の多くは農山村にあり、地元の住民が森林整備作業の担い手となっており、農山村の活性化が必要



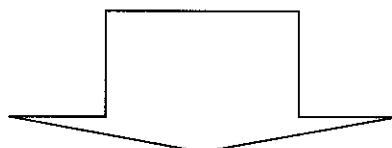
農山村の活性化

森林の適正な管理

森林の資源を活用した新たな産業の創出

森林の資源を活用した新たな産業の創出により森林林業の活性化を図ることが必要

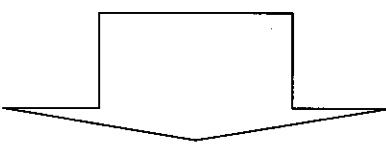
未利用森林資源(素材)の放置
素材を活かした事業の起業のための資金力の不足



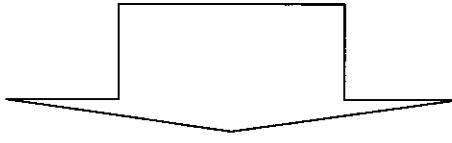
森林資源を活用した環境浄化資材や健康食品等「健康、癒し、学習、食等」に着目した研究・開発、商品設計への支援

販売方法や市場調査等への支援

事業のPRや審査会の開催、アドバイザーの派遣



山村地域の活性化
森林資源の有効活用
雇用の向上



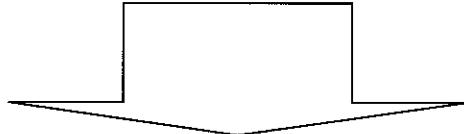
森林の適正な管理

森林文化の復興

全県民が本県の森林文化を見直し、現代の生活様式と融合しながら未来へ継承することが必要

森林文化の情報収集・蓄積・公表

先人たちが育んできた森林と人との絆(つながり)である森林文化や木の文化を改めて見直し、未来の理想的な森林と人との共生関係を見えながら新たな視点で伝承するために、市町村からの情報提供等により収集・蓄積を行い、公表する。(データベースの作成、ホームページでの公開等)



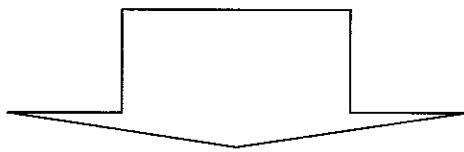
森林文化の情報発信

情報収集・蓄積したデータから県内の代表的な森林文化を紹介したマップ、冊子や森林文化マップ等の作成配布を行う。



森林文化の伝承・復興

先人たちが育んできた森林と人との絆(つながり)である森林文化や木の文化を伝承し、現代生活の中に活かしていくための活動を推進する。



森林文化のくに・ふくしまの創造

事業の評価と情報の発信

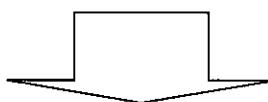
森林環境税の使途の透明性や公平性を確保するため、運営評価体制の確立が必要

事業について意見・評価する懇談会等の開催



森林環境税の使途の透明性や公平性を確保

- ・森林環境税の理念
- ・森林整備やボランティア活動等の事業の実施状況
- ・イベント等の開催情報等

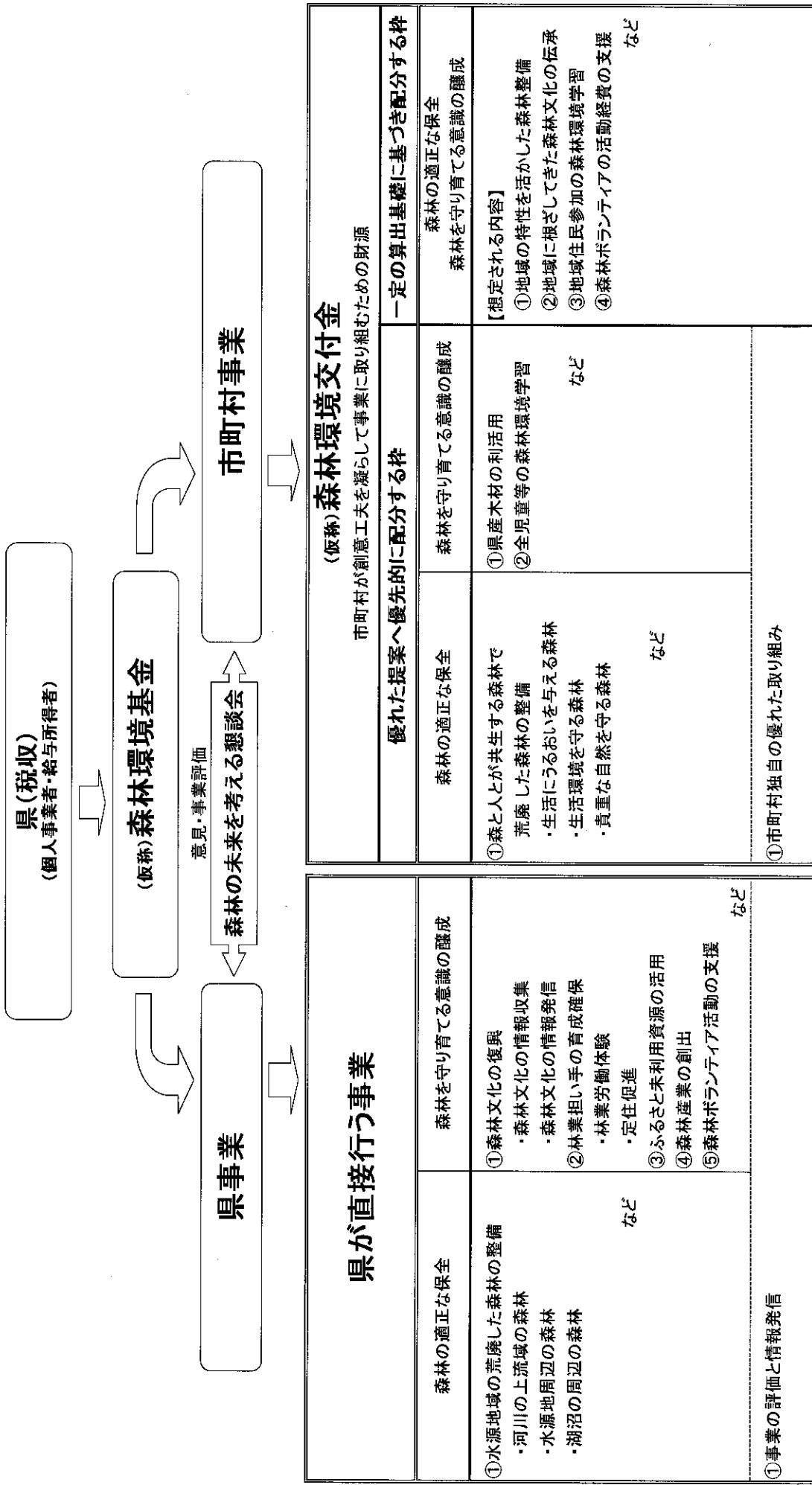


県民にお知らせし参画してもらうための広報活動の実施



県民にわかり分かり易い形で情報提供

森林環境税のしくみについて



* 事業の決定に当たっては、森林の未来を考える懇談会の意見を聞くなど透明性・公平性を確保する。

もり
森林の未来を考える懇談会委員名簿

氏名	職名
安藤 寛晴	公募
菅野 典雄	飯館村長
菊池 壮藏	福島大学経済経営学類教授
木田都城子	樹木医
斎藤 鈴子	公募
新城 希子	末廣酒造㈱専務取締役
星 一彰	福島県自然保護協会長
緑川 平寿	福島県指導林家連絡協議会幹事
渡邊 栄子	川俣町立山木屋小学校教頭
渡辺 一夫	うつくしま21森林づくりネットワーク会長
計 10名	

(五十音順、敬称略)